



～ 子育て支援登録店のみなさまへ ～

令和6年3月

千代田グリーンセンター

日ごろより指定ごみ袋子育て支援事業へのご協力をいただきまして、ありがとうございます。

令和6年度の引換券の一斉配付予定やご留意いただきたい点についてまとめましたのでご覧ください。

#### ■引換券の配付予定

1～2歳児がいる家庭には、市役所・町役場から一斉に配付するため、その直後にごみ袋との引換えが一時的に増えると思われます。

市町名	時期	配付枚数	ごみ袋換算 (券1枚=ごみ袋4袋)
米沢市	5月上旬	1,000枚	4,000袋
長井市	4月上旬	550枚	2,200袋
南陽市	4月	500枚	2,000袋
高畠町	5月中旬	250枚	1,000袋
川西町	5月中旬	180枚	720袋
白鷹町	7月下旬	110枚	440袋
飯豊町	5月中旬	60枚	240袋
小国町	7月上旬	80枚	260袋

■対象世帯には下記の「ご利用のしおり」を配付します。参考にご覧ください。

## 令和6年度 指定ごみ袋子育て支援引換券 ご利用のしおり

### 「指定ごみ袋子育て支援事業」のあらまし

置賜広域行政事務組合と置賜3市5町が連携して統一した子育て支援を行うため、紙おむつなど子育てに伴うごみが増える0～2歳のお子さんがある世帯に、指定ごみ袋との引換券を配付する事業です。

ご家庭から資源として収集されたペットボトルなどをリサイクルして得られた収益により運営しています。



### 「指定ごみ袋子育て支援引換券」について

◆対象者1人につき1枚を配付します。

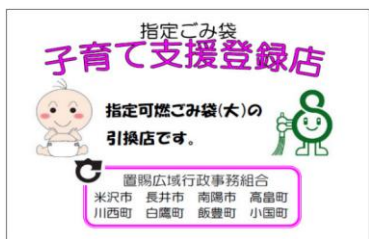
- ・1枚につき「指定可燃ごみ袋(大)40枚」と引換えができます。
- ・10枚(1袋)ずつ分けての引換えはできません。
- ・可燃ごみ袋(大)以外との引換えはできません。
- ・引換券を2枚以上お持ちの方が、券を1枚ずつ使うのは差し支えありません。
- ◆有効期間は発行日から3ヶ月間 ～引換えはお早めに～
- ・期限切れやコピーしたものは無効となります。
- ・昨年度の引換券(黄緑色)も有効期間内であれば使用することができます。

### 対象者

置賜3市5町にお住まいで  
令和4年4月2日  
～令和7年4月1日生まれ  
のお子さん

### 引換え方法

ポスター、ステッカーの掲示がある「登録店」で引換えてください。



▲ステッカー

お近くの登録店は・・・

登録店リストや事業の詳細は本組合ホームページで確認できます。



▲ポスター

### 引換券についてのご注意

- ・切り離さずにそのまま登録店に出してください。(控えはお渡ししません)
- ・何も記入せずに登録店に出してください。
- ・再発行はできません。紛失等に注意してください。
- ・転出等があっても返還の手続きは不要です。
- ・引換えたごみ袋には、紙おむつだけでなくほかの可燃ごみも一緒に入れることができます。

### 置賜広域行政事務組合とは

本組合は、ごみの処理など置賜3市5町に共通する事務を行っている団体です。詳しくはホームページをご覧ください。  
(<https://www.okikou.or.jp/>)

お問い合わせ先  
～引換えに関すること～  
千代田クリーンセンター  
(0238-57-4004)  
～対象のお子さんに関すること・  
引換券の送付に関すること～  
お住まいの市町の衛生担当課にお問い合わせください。